|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **令和３年度　第３４回奈良市立小・中学校通学区域検討委員会会議録** | | | | | |
| 開催日時 | 令和３年１２月２０日（月）午前１０時３０分から午前１１時３０分まで | | | | |
| 開催場所 | 奈良市役所北棟２階第２０３会議室 | | | | |
| 出席者 | 委　員 | | 粕井会長、大木副会長、尾形委員、坂本委員、奥村委員、西村委員、池口委員、中村委員【計８人出席】 | | |
| 事務局 | | 北谷教育長、増田教育部長、垣見教育部次長、細川地域教育課長、黒田教育総務課長、豊田教育総務課長補佐、吉村教育総務課就学係長 | | |
| 地域代表 | | 後藤富雄北小学校長、飯塚富雄北小学校学校運営協議会会長 | | |
| 開催形態 | 公開（傍聴人５人） | | | 担当課 | 教育部教育総務課 |
| 議　題  又は  案　件 | １　正・副会長の選出  ２　富雄北小学校区の学校選択制度について | | | | |
| 決定又は取り纏め事項 | １　会長に粕井委員を、副会長に大木委員を選任した。  ２　富雄北小学校区の学校選択制度について、原案とおり承認。 | | | | |
| **議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等** | | | | | |
| １　会長及び副会長の選任  　委員の互選により、会長に粕井委員、副会長に大木委員が選任された。  ２　富雄北小学校区の学校選択制度について  　事務局より、平成１１年頃から富雄北小学校区での開発が進んだ結果、児童の過密化、教室の不足となり、平成１６年度より富雄北小学校区の児童が、入学時に隣接する校区の小学校を選択し就学することのできる、学校選択制度を導入し、継続してきたことを説明した。その上で、近年は児童数・学級数が減少傾向にあり、今後も継続する見込みであることから、令和５年度から学校選択制度を解消することについて諮問した。また、解消後は経過措置を設け、兄姉が選択し、就学中又は卒業した小学校へ入学できるよう対応することを提案した。  　後藤校長、飯塚会長より、富雄地区では、「子どもは地域の宝」として、地域が一体となり、学校と協力して活動してきたこと、選択制度は地域を分断し、コミュニケーションを阻害していることから、早急に本来の通学区域制度に戻してほしい、との話があった。  〈各委員からの質問や意見〉  （池口委員）：私も自治連合会に係っているので、行政区と学校区が違うところがあり、大変さがよく理解できる。ぜひ元の形に戻してあげてほしい。  （坂本委員）：学校の中からでは、外での活動のこと等の様子がなかなか見えにくく、生の声をうかがって実感したところである。先ほどの事務局からの説明の中の、第３０回通学区域検討委員会の答申の付帯意見について、可能な限り早期に本来の通学区域に戻す必要があるという意見が出たそうだが、何か条件等が付けられていたのか、それともこの一文だけであったのか。  ➔【教育総務課】その通りの文面であった。  （大木副会長）：私自身、富雄北小学校、幼稚園が母校であり、今でも富雄北小学校を愛し、校歌を歌うこともある。本来の校区制に戻し、富雄北小学校が長く続いていけるようにしてあげてほしい、と個人的には思う。  　　後藤校長に一つ質問をしたい、先ほど中学校の進学についての話があったが、富雄北小学校児童の多くは富雄中学校に進学すると思うが、選択制で他の小学校へ行っている子どもはどこの中学校に進学しているのか。  ➔【後藤校長】数はそれほど多くないが、二名中学校へ行く。個人の好みや部活動、人間関係等で気軽に言ってこられる感覚がある。  （西村委員）：私自身の子育ての経験の中で、保育園は校区の園になかなか入ることができず、校区外の保育園に入園し、小学校から校区の小学校へ入学した。地域の学校へ行くと、近所の人から声を掛けられたりと、地域に守られている、と感じ、とても安心感があった。本来の通学区域に戻すことはとても大事なことであると思う。  令和５年度からということだが、幼稚園に通園していれば、そこの近  所の小学校に入学したいと感じると思うが、２年保育で令和４年度入園する子どもたちはどのようになるのか。他の校区の幼稚園へ行く子どもが富雄北小へ入学する、通常ならそれで良いが、しんどいと感じる部分が有れば、そちらの部分についても事情を加味してもらえると良いが。  ➔【教育総務課】個別事情として、お子様の個性も見ながら、指定学校変更等必要性があれば対応したいと考えている。  （中村委員）：私は民生委員をしている。主に子どもたちを対応しているのは、児童委員の中の主任児童委員である。富雄では、地区の会長が主任児童委員として学校等へ行かれている。しかし、選択制があることで、二名、青和、三碓、鳥見、それぞれの地区の児童委員、民生委員が関わることとなり、情報交換を西部地区として行うこととなるが、緊急の場合には厳しい面がある。選択制を無くして、一つにしていただければ学校との連携をしやすくなると思う。  （奥村委員）：後藤校長と同級であり、同年に任用され、教頭、校長と同時になってきた。富雄北の地域の方が、とても熱心に学校教育に協力してくれていると、常々聞かされてきた。今回話されていたことは切実なる願いであると感じる。学校運営上、同じ校区でありながら、通っている学校が違うというのは、難しい点がある。  （尾形委員）：ＰＴＡ活動の面からも、本来の校区制度の方が活動しやすい。今までは難しかったのではないか。  選択制導入当時は、それが最善の選択であったと思うが、あくまで特  例であり、問題が解決してきた現時点においては、元に戻すのが普通で  あると思う。子どもの安全、公平性、充実した施設で教育を受けられる、  この３点が重要であると感じる。保護者同士で「あの学校、先生が良い  から」と話しながら選択しているのはあまりよろしくない。  　長年の問題が解決され、その間に道路の整備がされ、新しい道ができ  たりしたのであれば、周辺校含めて通学路の安全について考える良い機  会でもある。  　　（大木副会長）：昔は、現在の二名小学校区や青和小学校区、三碓小学校区も  富雄北小学校区の一部であった。人口増加の中で小学校が新しくでき、  今の話につながっていくという歴史である。  　　　　　この富雄北小学校周辺図にある小学校周囲の実線の本来の校区に戻  してもらいたい、という話であると理解したが、それで良いか。  　　　➔【教育総務課】校区線を直接変更するわけではないが、今後富雄北小学  校区内の児童は原則、校区通り富雄北小学校に就学していただく、とい  うことである。  　　（粕井会長）：４ページ目の「３、経過措置について」の部分で、「卒業する  　　　　まで在籍する学校へ就学するものとします。」という表現があるが、そ  　　　　れは原則今通学している学校へ行くが、希望があれば本来の富雄北小に  変わることもできる、という意味で良いか。  　また、その次の「小学校「に就学できるものとします。」という表現  について、富雄北小へ行くのが原則だが、希望があれば就学できる、  そういう解釈で良いか。  ➔【教育総務課長】この制度は、基本的に未就学児が就学する時点で選択する制度となっている。一旦選択をしたら、原則卒業までその学校へ通学するものであるため、令和４年度までに選択し就学している児童については、この制度が解消されても富雄北に戻らずに、就学している学校へ卒業まで行っていただく、ということを考えている。  〈審議の結果〉  　　　諮問通り、令和５年度から選択制を解消すること、経過措置を行うことを  答申する旨議決された。  　　　今後、答申を教育委員会会議で報告し、制度解消に向けての事務手続きや  保護者に向けての説明を行っていく。 | | | | | |
| 資料 | | 【資料１】富雄北小学校区の学校選択制度について  【資料２】添付資料 | | | |